

図書館だより

◎4月の休館日 2、9、15、23、30日

4月から開館時間を延長します。どうぞご利用ください。

▼開館時間 4月～9月 午前9時～午後7時
10月～3月 午前9時～午後6時

■わたしが薦める1冊

図書館協議会委員 川部満寿美
「四龍海城」 乾 ルカ 著 新潮社

吃音きつおん(※)に悩み友達のいなかった健太郎が初めて吃音をわらわなかった貴希と出逢う。貴希は健太郎がどんなに時間がかかって話そうとじっと待っていてくれた。初めてできた友達、初めて友達と話せる健太郎の喜びが伝わってきました。でも、そんな二人が出逢ったのは、四龍海城という謎の建築物の中でした。そこには同じように囚われた人たちがいて、その場所にいつまでもいると感情を失い「城人化」してしまうのでした。二人は「城人化」してしまうことを恐れ、城を出るために出城料が何なのかを探り、お互いを励ましあい元の場所に戻ってもこの関係を続けることを約束しあう。謎の建築物での二人の友情に、早くここから出してあげたいと応援する気持ちがどんどん強くなった分だけラストはせつなすぎました。せつなすぎて読んだ後いつまでも忘れられない一冊でした。 ※吃音…「どもり」のこと

■今月の新購入図書

| 書名 | 著者名 | 出版社 |
|-----------------|---------|--------|
| 道化師の蝶 | 円城 塔 | 講談社 |
| 共喰い | 田中 慎弥 | 集英社 |
| 無双の花 | 葉室 麟 | 文藝春秋 |
| 文明の子 | 太田 光 | 楓書店 |
| 図解東京スカイツリーのしくみ | NHK 出版編 | NHK 出版 |
| ホントはコワイ冷え症66の対策 | 福田 千晶 | 日東書院本社 |

※大人から子どもにすすめたい図書を約2,700冊購入しました。児童図書がだいぶ新しくなっています。ぜひご利用ください。

第300回 おはなしの会

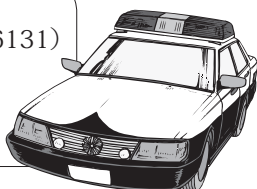
▼いつ 4月7日(土) 午前10時～ 図書館
4月でおはなしの会も300回を迎えます。8月ごろ記念イベントを開催する予定です。開催日や内容については、後日広報しらたかでお知らせいたします。どうぞお楽しみに。

平成24年度春の交通安全県民運動

- ◆実施期間 4月6日(金)～15日(日) 10日間
4月10日(火)「交通事故死ゼロを目指す日」
- ◆運動の基本 子どもと高齢者の交通事故防止
- ◆運動の重点
 - ①自転車の安全利用の推進
(特に、自転車安全利用五則の周知徹底)
 - ②全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
 - ③飲酒運転の根絶
 - ④道路横断時・交差点における交通事故防止

■問い合わせ

町民課くらし環境係 (☎85-6131)
長井警察署 (☎84-0110)
白鷹西駐在所 (☎85-2029)
白鷹東駐在所 (☎85-2046)



70歳以上75歳未満のかたで

国民健康保険高齢受給者証

をお持ちの皆さんへ

●70歳以上75歳未満のかたの窓口負担について
70歳以上75歳未満のかたが医療を受けたときの自己負担割合は、平成24年4月から2割負担に見直されることになっていましたが、平成24年4月から平成25年3月までの1年間、1割負担に据え置かれることになりました。
※高齢受給者証の一部負担金割合欄の記載が変わります。
『2割(平成24年3月31日までは1割)』



『2割(平成25年3月31日までは1割)』

●高齢受給者証の送付について
3月下旬に郵送します。
4月から受診する際は、この高齢受給者証を医療機関に提示してください。
※3割負担(現役並み所得者)のかたは除きます。
※有効期限は平成24年7月31日までです。所得状況によって、負担割合が変わるため、8月に負担割合を新たに判定し、7月中旬に再度お送りします。

■問い合わせ 町民課国保医療係 (☎85-6130)

町有施設の指定管理者を紹介します

平成23年度で指定管理期間が終了する施設の平成24年度からの指定管理者が決定しましたのでお知らせします。

| 施設名 | 指定管理者 | 管理期間 |
|---------------------|---------------------|-----------------------------|
| 産業センター | 財団法人 白鷹町アルカディア財団 | 平成24年4月1日から 平成27年3月31日まで |
| 総合情報センター | | |
| ふるさと森林公園 | | |
| 自然活用総合管理施設 | | |
| 森林総合利用施設 | | |
| ふるさと森林公園 スカイサイクル | | |
| テレワークセンター | 深山区 | |
| 深山和紙振興研究センター | | |

■問い合わせ 総務課総務係 (☎85-6120)

後期高齢者医療保険料の保険料率が変わります

後期高齢者医療制度の保険料率は、医療費などの推計をもとに、2年ごとに見直しを行っています。
平成24・25年度の保険料率は、平成22・23年度と比べると医療費などの増加が見込まれることから、次のとおり改定されます。

| ▼保険料率 | 平成22・23年度 | 平成24・25年度 |
|--------|-----------|-----------|
| ①所得割率 | 7.12% | 7.52% |
| ②均等割額 | 3万8,400円 | 3万9,500円 |
| ③賦課限度額 | 50万円 | 55万円 |

- ①…所得に応じて負担していただく分を算定する際の率
- ②…加入者が公平に負担していただく分
- ③…年間保険料の最高額

※保険料率の詳細は、7月に保険料額決定通知書とともに送付されるリーフレットに記載されます。

■問い合わせ 税務出納課町民税係 (☎85-6132)
県後期高齢者医療広域連合 (☎0237-84-7100)